

後援・共催承認の事務手続きについて（申請者用）

- ① 松伏町教育委員会の後援、もしくは共催の承認を希望する団体は、**事業開催 1 か月前までに**、「**後援・共催・承認願**」（様式 第 1 号）と、事業の内容等を明記した「**事業計画書**（各団体で作成したもの）」および開催パンフレット等を提出してください。
- ② 松伏町教育委員会で審査し（約 1～2 週間以内）、承認された場合、「**後援・共催承認書**」（様式第 2 号）を郵送いたします。
- ③ 事業終了後、**2 週間以内**に「**事業実施報告書**」（様式第 3 号）、「**収支決算報告書**」（様式第 4 号）を必ず提出してください。

※（対象）

後援及び共催の対象は、次のとおりとする。

- （1）社会教育活動と認められる事業
- （2）芸術文化活動と認められる事業
- （3）社会体育活動と認められる事業
- （4）青少年育成活動と認められる事業
- （5）その他教育委員会が適当と認めた事業

※（申請の却下）

次の事業に対しては後援及び共催は行わない。

- （1）個人が行う事業
- （2）特定の政党や宗教活動と認められる事業
- （3）営利と認められる事業
- （4）その他教育委員会が不適当と認めた事業

※（後援及び共催の変更）

後援若しくは共催承認後、事業予定に大幅な変更が生じた場合、申請団体は再度申請するものとする。

連絡先：教育文化振興課

TEL：048-991-1873